# 白川町教育委員会会議録

## 白川町教育委員会会議録

令和5年9月8日午後1時27分、白川町教育委員会を白川町町民会館で開催した。その 次第は、次のとおりである。

#### 1. 開 議

#### 2. 教育長諸般の報告

#### 3.議事

\ - /		(#327) = - 0 /
(2)	白川町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について	(議第17号)

(議第16号)

(1) 白川町障がい児就学指導判断の認定について

- (3) 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の 遂行に関する要綱の制定について (議第18号)
- (4)養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関する要綱の制定について (議第19号)
- (5) 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職 務の遂行に関する要綱の一部を改正する要綱について (議第20号)

#### 4. 報告事項

(1) 町内保育園・小中学校の運動会等の日程について	(資料	No. 1)
(2)教育委員会後援名義使用状況について	(資料	No. 2)
(3) 工事等の発注状況について	(資料	No. 3)

#### 5. その他

#### 6. 連絡事項

- (1) 次回教育委員会・総合教育会議 (町民会館 第1会議室) 令和5年10月4日(水) 午後1時30分~ 教育委員会 午後3時00分~ 総合教育会議
- (2) 教育委員会訪問

白川小学校 令和5年10月4日(水) 午前中

(3) 加茂郡地教連研修視察 令和5年10月6日(金)

町民会館に午前7時30分までに集合、乗り合わせて集合場所へ 視察先:義務教育学校 白川村白川郷学園、世界文化遺産 萩町合掌造り集落

#### 7. 出席者

教 育 長 鈴 村 雅 史 教 育 委 員 藤 井 清 美 教 育 委 員 鈴 村 由美子

## 8. 欠席した委員

教育長職務代理者 汲 田 正 敏 教 育 委 員 高 木 守

#### 9. 事務局

教育課長 大岩裕樹 教育主幹 小嶋大介 学校再編専門監 玉置雅野 給食センター事務長 嶋田 定 発達支援対策監 武市 進 学校教育係長 鈴村幸祐 子育て支援係長 鷲見るみ 生涯学習係長 安江健太郎 生涯学習指導監 冨多利彦

#### 10. 本日の会議の書記

学校教育係主査 葛島優衣

#### 11. 本日の会議の経過

(1) 開 議

教 育 長 会議を開く旨を述べ開会した。 (午後1時27分)

## (2) 書記の指名

教 育 長 白川町教育委員会会議規則第17条の規定により本日の書記に葛島 優衣を指名した。

## (3) 教育長諸般の報告

教 育 長 前回の教育委員会以降の動向等について報告した。

## (4)議事

①白川町障がい児就学指導判断の認定について

(議第16号)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。

発達支援対策監 白川町障がい児就学指導判断の認定について説明した。

教 育 長 質疑を許した。

藤井委員 認定する児童数は増加傾向にあるか。

発達支援対策監 増えている。昨年度、障がい児就学指導判断で認定した児童は44 名であった。今回増えている中では年齢が高い児童が多い。年々、通級 指導教室を卒級する年齢が少しずつ遅くなってきていると感じている。

藤 井 委 員 通級指導教室を経て、通常学級へと戻る児童もあるか。

発達支援対策監 そうなることを理想としている。今回の認定者の中にも2名の卒級者があった。増加の一因として、幼児期から切れ目のない支援体制が整い、認定を受ける子どもの年齢が下がってきていることや、中学校で通級指導を受ける生徒が増えていることが、理由として考えられる。

藤 井 委 員 より丁寧なケアができるようになったことから、いい意味での現れであるのか、子どもの実態として、障がいのある児童の人数が増えているのか。

発達支援対策監 様々な見方ができる。どちらにも当てはまるとは思うが、白川町の取り組みを鑑みると、特性に対する理解が、近年保護者も含めてより深まってきたと考えている。この児童にはこんな特性があるから、通級指導でこういう部分を伸ばせるようにしようという意識が浸透してきた。白川町は丁寧な指導を行えていると思う。

藤 井 委 員 通級指導教室へ通うには保護者の同意が必要とされている。指導を受けることへの良い面について、保護者の認識は高まってきているか。

発達支援対策監 保護者である父親、母親、特に母親の理解は年々深まっていると思う。 ただ、家族全体となったときには、そこに壁があると感じるときもある。

藤 井 委 員 今までの傾向としては、閉鎖的な想いを持つ保護者からの理解が得られず、子どもが十分な指導を受けられないケースが多かったように思うが、保護者の理解が進んできているのは良いことだと思う。

発達支援対策監 学校訪問で皆さんにも見ていただいているが、情緒面で安定しない子どもが、通常学級のなかで集中して授業に取り組めているのは、担任の 先生方の努力や、特別支援学級の先生たちの指導の賜物と言える。それ に加えて、私たちがそういった特性を理解して、子どもに無理な要求は しないということが大切だと考えている。

教 育 長 特別支援学級に通う子ども自身の想いも、それから、まわりの個別の 指導を受ける必要のない子どもたちも、共に理解をし合うことができる ようになってきている。インクルーシブという気持ちが、以前に比べて 学校の中に高まっていると感じる。

> 他に質疑を許したがなかったので、異議がないか諮った。 (全員異議なく原案のとおり決定した。)

- ②白川町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について (議第17号)
- ③教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の 職務の遂行に関する要綱の制定について (議第18号)
- ④養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関する要綱の制定について (議第19号)
- ⑤事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務 の遂行に関する要綱の一部を改正する要綱について (議第20号)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。

教 育 課 長 白川町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について説明した。 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行 に関する要綱の制定について説明した。

> 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関する要綱の制定について説明した。 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の 遂行に関する要綱の一部を改正する要綱について説明した。

教 育 長 質疑を許した。

- 藤 井 委 員 議第17号に関して、今、標準的な職務の内容を明確にしなければな らないと考えられる理由はなにか。これらは町独自で制定するものか。
- 教 育 課 長 町独自で作ったものではなく、制定は全国的な動きであり、岐阜県教 育委員会からの指示があり行うものである。
- 藤 井 委 員 標準的な職務の内容を明確にしなければ、白川町の学校運営がうまく いかないというようなことは実際にあるのか。
- 教 育 主 幹 そのような心配はない。要綱に定められている内容は既に実施されて いることであり、今回明確化を図ることにより、教諭・職員がより誇り を持って職務に努めることを目的としたものである。
- 藤 井 委 員 次の質問に移る。7ページ、別表第2条関係、職務内容、学校評価に 関することの中に書かれている、評価の企画については、管理職の職務 ではないのか。
- 教 育 課 長 岐阜県教育委員会よりお示しされている資料を参考にしたが、学校の 中で誰がどのような業務を受け持つかという部分については、各学校長 の指導になると考えている。
- 藤 井 委 員 標準的な職務と書かれているが、標準とは、というところを明文化することの難しさを感じている。
- 教 育 主 幹 今回明確化されてきた理由を考えたときに、今までそれぞれが専門性 をもって取り組んでいたところを、ある程度しっかりと条件化するとい

うのは、管理職だけが必ずこれをやらなければならないということでは ない。

教 育 長 補足説明をする。こういったことが始まったのは平成31年だったと 記憶している。学校職員の働き方改革について話題になった時に、標準 的な職務とは何かというところを文部科学省が一つのモデルとして掲 げ、令和2年以降標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等に 関する通知が県教育委員会、市町村教育委員会へ、順に発出された。働き方改革をするにあたり、職務内容をまず明確にしようという動きであることを理解いただきたい。

他に質疑を許したがなかったので、異議がないか諮った。 (全員異議なく原案のとおり決定した。)

## (5) 報告事項

教 育 長 報告事項について説明を求めた。

教 育 課 長 町内保育園・小中学校の運動会等の日程について報告した。

(資料 No.1)

生涯学習係長 教育委員会後援名義使用状況について報告した。 (資料 No.2)

学校教育係長 工事等の発注状況について報告した。 (資料 No.3)

教 育 長 質疑を許したがなかったので、次へ移る旨を述べた。

## (6) その他

教 育 長 その他の発言を許した。

教育主幹 各小中学校の様子について説明した。

教 育 長 他に発言を許したがなかったので、次に移る旨を述べた。

#### (7) 連絡事項

教育課長 次回教育委員会について連絡した。

教 育 長 質疑を許したがなかったので、予定した案件をすべて終了した旨を述 べ、会議を閉じる旨を宣した。

(午後2時15分閉会)